

帰国・外国人児童生徒等の受入れに当たって

2021年7月改訂

福島県教育委員会/（公財）福島県国際交流協会



福島県内の在留外国人数は約1万5千人で、外国籍児童生徒（公立）数は253人となっています。（福島県 HP「福島県の国際化の現状（令和2年度版）」より）

文部科学省では、帰国・外国人児童生徒教育等に関して次のように述べています。

帰国児童生徒については、単に国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進するために、帰国児童生徒の特性の伸長・活用を図るとともに、その他の児童生徒との相互啓発を通じた国際理解教育を促進するような取り組みが必要です。

また、外国人については就学義務が課せられていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、これらの者を受け入れることとしており、受け入れた後の取扱いについては、授業料不徴収、教科書の無償給与など、日本人児童生徒と同様に扱うことになっています。このような外国人児童生徒の我が国の学校への受入れに当たっては、日本語指導や生活面・学習面での指導について特段の配慮が必要です。

（引用：文部科学省 HP(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm)

また、学習指導要領(平成29年告示)（小学校では第1章 総則 第4 児童の発達の支援 2(2)、中学校では第1章 総則 第4 生徒の発達の支援 2(2)）には、海外から帰国した児童(生徒)などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する日本語指導について、次のように示されています。

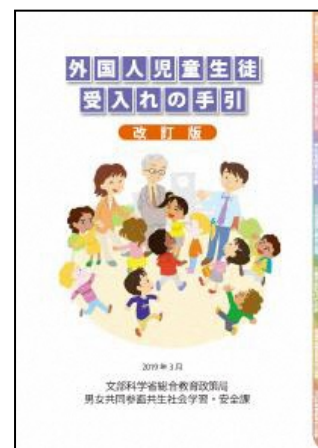
ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

「外国人児童生徒受入れの手引」(改訂版)も作成しています。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

帰国・外国人児童生徒等の現状と背景は多様です。「〇〇人だから」と類型化されたイメージにとらわれず、一人一人の状態に応じた支援を行っていくことが大切です。

また、担任のみならず、学校全体として取り組み、地域の力も借りながら支援していくことが重要です。



そこで、帰国・外国人児童生徒等の受入れに当たって、福島県国際交流協会が関わってきた事例とそれに基づく主な留意点、活用できる主なリソースについて紹介します。

1 編入学年の決定は慎重に

★事例 1

10月に編入したものが、後になって母国の新学年開始は9月のためその学年での学習期間は、1か月のみだった。

★事例 2

9歳なので小学校4年生に相当すると思っていたところ、母国では小学校2年生までの学習しか履修していなかった。

★事例 3

母国の小学校2年を修了していたが、九九を学習していなかった。

➤ 新学年の開始の時期や、学習内容・順序が日本と同じとは限りません。母国で何学年の何月までどのような学習内容を修了しているかを確認して、学年を決定しましょう。

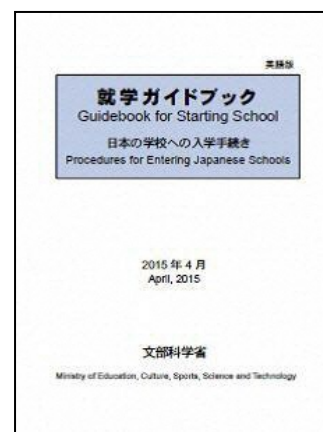
➤ 外務省では、世界各国の学校生活の様子を紹介しています。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/index.html>)

➤ 文部科学省では、外国人児童生徒のための「就学ガイドブック」を7言語で作成しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)

➤ 日本語能力の観点から、一つ下の学年へ編入させる場合、メリットとデメリットの両面があります。必要に応じて通訳を入れて説明するなど保護者及び本人が十分に納得してから学年を決定することが大切です。特に、県立高校受験時の「特別枠選抜」※は、受験資格に関わりますので、小学校6年生へ



の編入の際には、ご注意ください。

※ 県立高校入試においては、海外に引き続き1年を超える期間在留し、帰国後3年以内の生徒・外国籍を有し、入国後の在日期間が3年以内の生徒を対象に「外国人生徒等に係る特別枠選抜」が県内7校で実施されています。詳しくは、福島県教育庁高校教育課（☎024-521-7772）までお問い合わせください。

一つ下の学年へ編入するメリットの例	<p>★事例4 日本語を学ぶ時間が十分に取れ、その後の教科学習へスムーズにつながることができた。</p> <p>★事例5 算数の学習内容が、母国で学習済みだったので、「分かる、できる」授業になり、そのことが本人の自信につながった。</p>
一つ下の学年へ編入するデメリットの例	<p>★事例6 下級生と一緒に勉強することは、本人のプライドを傷つけた。</p> <p>★事例7 1月に来日し学年を一つ下の学年の小学校第6学年に編入したら、高校入試で「特別枠選抜」を活用できなかった。</p> <p>★事例8 本人が他の同級生の言動が子どもっぽいと感じて、なかなかクラスに馴染もうとしなかった。</p>

- 福島県国際交流協会では、トリオフォン（三者間通話システム）を活用して電話で教育委員会や学校と保護者の間の通訳を行っています。

(<http://www.worldvillage.org/life/consultation/consultation.html>)

2 日本語で接することの大切さ

<p>★事例9 外国人なので英語が分かると思い込みしばらく英語で話しかけていたが、後になって英語は全く理解していないことが分かった。</p> <p>★事例10 英語を理解することができたため、英語でコミュニケーションを取り続けていたら、日本語がなかなか上達しなかった。</p> <p>★事例11 日本語が分からないからと、担任やクラスメートが代わりにいろいろやってあげることを行っていたら、自分から進んで物事に取り組もうとしなくなった。</p> <p>★事例12 普段使っている日本語を、簡単な日本語に言い直して、短い文で、ゆっくりはっきりと、ジェスチャー交じりで話したらなんとか通じた。</p>
--

- 状況に応じて、多言語翻訳アプリや電子辞書なども活用すると効果的です。
- 日本語が分からなくても、実物や絵、ジェスチャーなども積極的に取り入れながら、「やさしい日本語」で、話しかけ続けることが日本語の習得につながります。
- なによりも、日本語が分からなくても、他の子どもたちと同じように日本語で話しかけることが大切です。
- 福島県国際交流協会では、パンフレット「やさしい日本語で話してみよう」を作成しています。(http://www.worldvillage.org/rikai/yasashii.html)

3 外国の子ども用「日本語」テキストの活用

★事例 14

外国の子ども用日本語テキストで、「おしっこ」、「うんち」といった生活の中で必要な生理的表現を学習することができた。

★事例 15

外国の子ども用日本語テキストで、イラストを見ながら「机」「椅子」といった語彙を学習することができた。

- 小学校1年生の国語の教科書は、日本語を母語とする児童用の教科書で、すでに日本語が話せる、聞いてわかることを前提としています。例えば小学校1年生の国語の教科書の中にある「どんどん」、「わくわく」などは、仮にその言葉が読めたり書けたりができて、その言葉の概念を理解しているとは限りません。
- 日本語を母語としない外国人にとって、「日本語は外国語」です。全く日本語のわからない外国の子どもが、最初から国語の教科書を使って日本語を学ぶ事は容易ではありません。
- 国語の教科書は、様々な題材が扱われているため、日常会話ではあまり使わない表現や言葉も含まれています。
- 東京都教育委員会発行「外国人児童・生徒用日本語テキスト『たのしいがっこう』」は、あいさつや時間割など学校生活で使う基本的な日本語を学ぶための外国人児童生徒用テキストです。22言語の対訳がついており、イラストも多く取り入れられています。このようなテキストを活用することも日本語の習得につながります。
(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/japanese/tanoshi_gakko.html)
- 福島県国際交流協会では、早期適応のための日本語指導または母語によるケアができるサポーターの紹介等を行っています。(http://www.worldvillage.org/kodomo/support.html)
- 福島県国際交流協会 HP では、県内各地のボランティアによる日本語教室や外国の子どもに特化した日本語教室などの情報を掲載しています。
(http://www.worldvillage.org/life/)



4 生活言語能力と学習言語能力の違い

★事例 16

「もし、中国に帰ったら何をしたい？」と聞くと、「もし」が示す仮定としての設定であること
の理解が難しく、実際に帰らないので答えられない。

- 日常会話はできるのに学校での学習に困難さを感じるのは、学習言語能力が関係しているのかもしれませんが。
- 生活言語能力は数年で獲得される一方で、学習言語能力の獲得にはそれ以上の年数が必要とされています。
- 文部科学省では、次のように説明しています。

「長年日本語指導を担当し、多くの外国人児童生徒等を観察してきた教師から『日常会話は出来ても、授業などの学習に参加出来ない子供が多い。日常会話の力と、学習で求められる力は違う。』という声をよく耳にします。この2つの能力は、一般には『生活言語能力』と『学習言語能力』と呼ばれています。前者は、1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力であり、後者は、教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力です。『生活言語能力』については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付きますが、教師による支援も必要です。一方、『学習言語能力』については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要になります。」

(引用：文部科学省 HP「外国人児童生徒受入れの手引」(改訂版) p.25

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/22/1304738_005.pdf)

- 文部科学省では、『外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント (DLA)』として、日本語の「話す・読む・書く・聴く」の各技能を観点別に「学習目標項目例」として、日本語を初めて学ぶ段階の「初期指導(前期)」、日常会話ができるまでの「初期指導(後期)」、在籍学級の授業に参加できるまでの「教科につながる学習段階」の3段階別に分けて例示

しています。日本語指導の指導計画の参考として活用できます。

(<http://data.casta-net.jp/kyouzai/shidou/mokuhyou-rei-syoki.pdf>)

- 万一、子ども自身が学習障がいの診断を受けた場合には、国によっては「障がい」に対する偏見が強いため、保護者及びその子ども自身が特別支援学級や特別支援学校に入ることには抵抗感を示す場合があります。丁寧に説明することが大切です。



5 学校生活・行事などの違いへの配慮

★事例 17

和式トイレの使い方が分からず、ずっと反対の方向で使っていた。

★事例 18

母国の学校では校内が土足のため、上履きや体育館シューズに履き替えなかった。

★事例 19

母国の学校ではプールの授業がなかったため、全く泳げずプールに入ることを嫌がった。

★事例 20

母国の学校では受験学年は「体育」、「音楽」など実技教科の時間に自分の受験勉強をしてもよいことになっていたため、それらの授業に参加しなかった。

★事例 21

母国では冷たいご飯を食べる習慣がないため、なかなかお弁当が食べられなかった。

★事例 22

母国では学校におやつのお持参が許されていたため、休み時間に食べていた。

★事例 23

母国の学校では給食や遠足、学習発表会といった学校行事がなかったため、何をどうしていいかわからなかった。

★事例 24

母国の学校では清掃は業者が行っていたため、おそうじをすることに強い抵抗を示した。

- 日本の学校生活や行事が、母国と全く同じとは限りません。
- 当該児童生徒と保護者に対し、一日の学校生活の流れや一年間の学校行事について、なんのために行うのかその教育的理由も併せて説明をしてください。
- 外務省では、外国の子ども向けに日本文化や教育制度などについて多言語で紹介しています。(http://web-japan.org/kidsweb/)
- それぞれの国には、それぞれの文化や価値観があります。異なる言動が「おかしい」「間違っている」と捉えるのではなく、その理由を知り、「違い」を「多様性への寛容」へつなげていくことが大切です。



6 子どものメンタルへの配慮

★事例 25

日本語は分かっているはずなのに、日本に来たこと自体が受け入れられず、しばらくの間、意識的に日本語を話さなかった。

★事例 26

夏休みに一時帰国した後、日本に戻ってこなかった。

★事例 27

中学校3年生になったが、自分の進路について全く関心をもたなかった。

★事例 28

編入当初はクラスメートもいろいろ話しかけていたが、次第に話しかける回数が減ったことについて、周囲が慣れてきたことによる自然な流れなのに、無視されたと思ひ込み落ち込んでしまった。

- 帰国・外国人児童生徒等の中には、自分の意志に反して保護者の都合により帰国・来日したというやりきれない思いがあるかもしれません。
- 「いつまで日本にいるのだろう」、「いつ母国に帰されるのだろう」という不安を抱え、進学など近い将来への展望が描けない、自分の将来が見えないという不安な状況に置かれ

ているかもしれません。

- 「わたしは、なにじん？」と、自分自身のアイデンティティに悩んでいるかもしれません。
- ケースによっては、スクールカウンセラー等と連携を図っていきましょう。

7 活用できる主なリソース

(1) 文部科学省「かすたねっと」

学校関係文書の多言語版や、校種別・教科別の多言語版の教材の検索サイトです。

(<https://casta-net.mext.go.jp/>)

(2) 文部科学省「CLARINET へようこそ」

帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策概要や帰国・外国人児童生徒等に係る調査結果など、幅広い情報の提供を行っています。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a08)

(3) 国際交流基金日本語国際センター

子ども向けの WEB 版日本語学習教材や、日本語指導者向けの教材等を紹介しています。

(https://www.jpf.go.jp/j/urawa/j_rsorcs/j_rsorcs.html#02)

(4) 宇都宮大学多文化公共圏センター HANDS 部門「だいじょうぶ net.」

ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・タイ語・中国語・ベトナム語の中学教科単語帳がダウンロードできます。

(<http://www.djb.utsunomiya-u.ac.jp/download/725/>)

(5) 東京外国語大学多言語多文化共生センター

ポルトガル語版、タガログ語/英語版、スペイン語版、ベトナム語版、タイ語版の教材(算数、漢字)がダウンロードできます。

(<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social.html>)

(6) 子どもの日本語ライブラリ

小学校及び中学校の子どものための日本語の指導計画や教材(ビデオ教材含む)を検索してダウンロードできます。

(<http://www.kodomo-kotoba.info/>)

(7) (公財) 福島県国際交流協会「ふくしま外国の子どもサポートセンター」

外国の子どもの早期適応のための初期の日本語指導ができるサポーターや母語でのケアで

きるサポーターを紹介しています。その他、外国の子どもの支援に関わる相談、情報提供、教材等の貸し出しを行っています。さまざまな事例も紹介しています

(<http://www.worldvillage.org/kodomo/index.html>)

(8) 福島県教育委員会学習支援ボランティア「外国出身者支援」

外国出身児童生徒に対するサポートに係るボランティア登録者を紹介します。詳しくはお近くの県教育事務所社会教育課までお問い合わせください。

2021年7月発行

(公財)福島県国際交流協会

外国の子どもをはじめとした外国人住民の生活相談に対応しています。

<http://www.worldvillage.org/>

TEL 024-524-1315 FAX 024-521-8308

E-mail : info@worldvillage.org

開所日：火曜日～土曜日 8:30～17:15（日・月曜日、祝祭日、年末年始は休み）

福島県教育庁義務教育課

TEL 024-521-7776 FAX 024-521-7968